

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、2016 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民 FIRST(ファースト)の視点で、3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

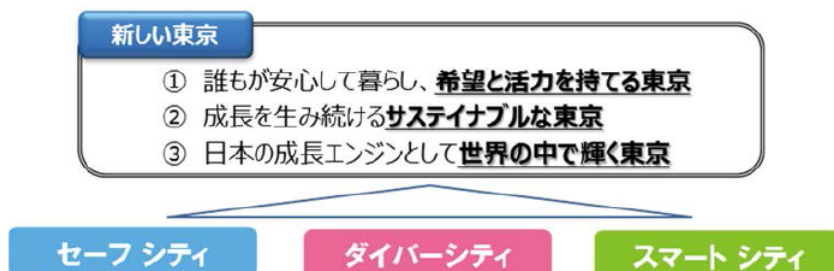


図2. 2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

1. 2020 東京大会の正式名称
2. 東京 2020 大会の目的

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程で実施した。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

3.2 東京 2020 大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年 2 月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2021 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年 7 月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京 2020 大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017 年 1 月）」を策定した。本運営計画において、東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の 5 つとしている。

2018 年 6 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

4.1 目 的

東京都では、これまで、東京体育館(渋谷区)、駒沢オリンピック公園総合運動場(世田谷区)、東京武道館(足立区)、東京辰巳国際水泳場(江東区)等の都立スポーツ施設によって、広域的かつトップレベルのスポーツ需要に応えるとともに、区市町村が運営する身近なスポーツ施設と連携して、総合的なスポーツ施設サービスの提供を図ってきた。今後とも増大し、多様化する都民のスポーツニーズに応えていくためには、これまで大規模な公立スポーツ施設がなかった、多摩地域への施設展開を図ることが必要である。400万人を超える人口を擁し、首都圏の中核拠点として一層の発展が期待される多摩地域に、多様なスポーツニーズに応える総合スポーツ施設を整備することによって、東京のスポーツムーブメントを高揚させ、「東京都スポーツ推進計画」(平成25年3月 東京都)に掲げた「スポーツ都市東京」の実現につなげていくことが可能となる。本事業は、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができる「スポーツ都市東京」を実現するため、調布基地跡地に、東京都のスポーツ振興に役立つとともに、多摩地域の拠点となる総合スポーツ施設を建設したものである。¹

東京2020大会においては、オリンピックの近代五種(フェンシング)、バドミントンの競技会場として、また、パラリンピックの車いすバスケットボールの競技会場として利用された。

4.2 内 容

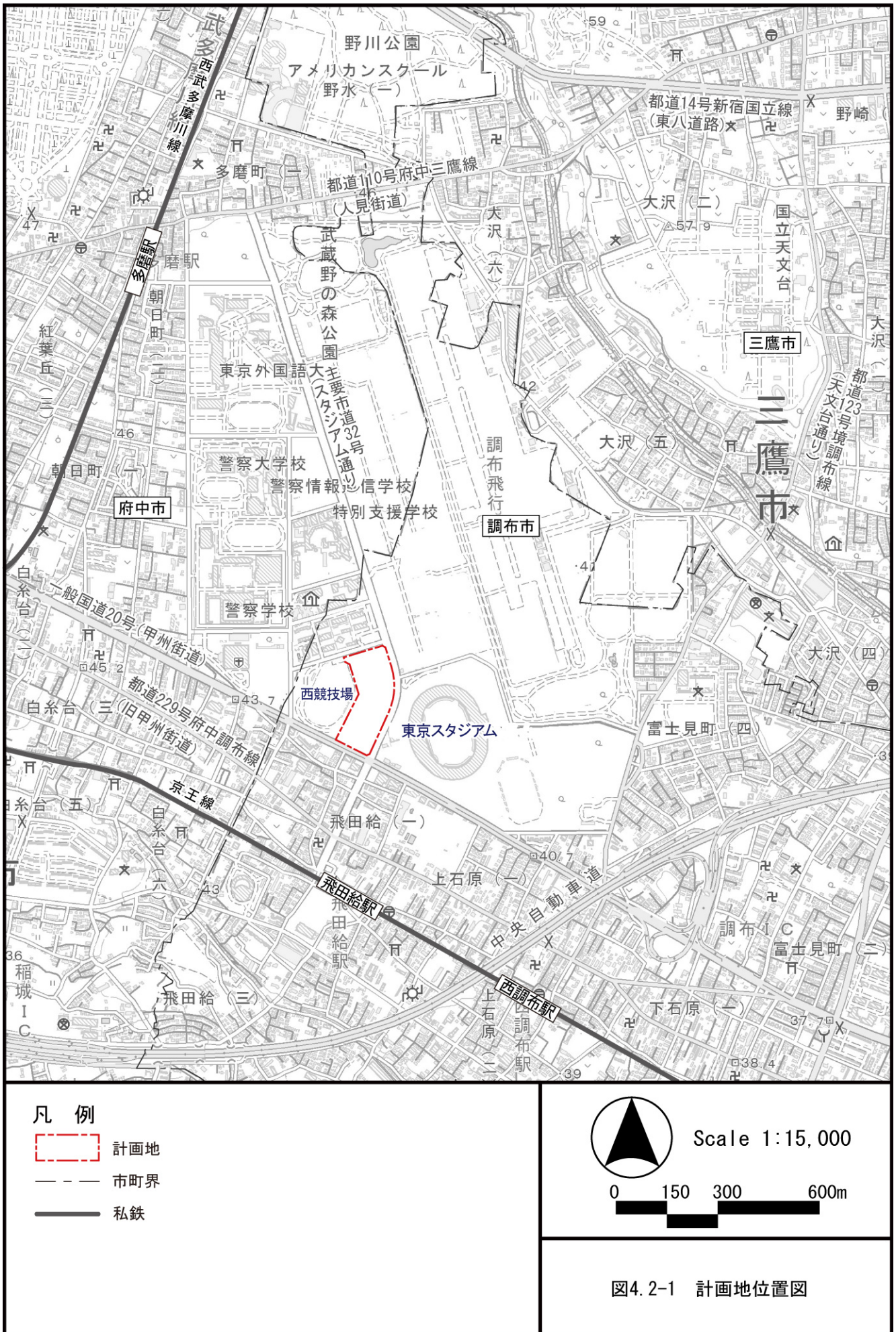
4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真 4.2-1に示すとおり、調布市飛田給一丁目に位置しており、敷地面積は約33,500m²である。

計画地は、北東側は調布基地跡地運動広場に隣接し、東側にはJリーグの試合等が開催される東京スタジアム、西側には東京スタジアム西競技場(以下、「西競技場」という。)が整備されている。

¹出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設基本構想」(平成21年4月 東京都)

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 私鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真4.2-1 計画地周辺の航空写真

4.2.2 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

本事業の基本方針は以下に示すとおりである。²

- 1) スポーツとイベント興行が両立できる施設
 - ・コンサート等のイベント興行が積極的に誘致できるよう、スポーツ仕様とコンサート興業仕様とを兼ね備えた施設とする。
- 2) 地域のランドマーク施設として、周辺との調和を図る
 - ・ペDESTリアンデッキや接続橋により、東京スタジアムや西競技場とのアクセスを可能とし、スポーツクラスターとして一体感のある施設とする。
 - ・周辺と調和するよう、緑豊かな施設デザインとする。
- 3) エネルギー技術を積極的に取り入れ、省エネ・環境配慮に取り組む
 - ・太陽光発電パネルや太陽熱温水器の設置等、省エネ・環境配慮設備の導入に積極的に取り組む。
- 4) 災害に備え、安全安心に配慮した施設づくりを行う
 - ・防災備蓄倉庫や、仮設トイレが設置できるマンホールの設置など、利用者の安全安心に配慮する。

²出典：平成25年4月23日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の実施設計」について」

4.2.3 事業の基本計画

(1) 配置計画

武蔵野の森総合スポーツプラザのメインアリーナ棟、サブアリーナ・プール棟の建築物の配置図及び断面図は、図 4.2-2 及び図 4.2-3(1)、(2)に示すとおりである。

計画地の東側に隣接する東京スタジアムとの一体的な歩行者動線を確保するため、ペデストリアンデッキ（コンコース）を整備した。

建築物の概要は、表 4.2-1 に示すとおりである。延床面積は、メインアリーナ棟が約 27,600m²、サブアリーナ・プール棟が約 21,500m² であり、合計約 49,100m² である。計画建築物の最高高さは 30.7m であり、駐車場台数は 177 台である。

表 4.2-1 武蔵野の森総合スポーツプラザの建築物の概要

項目	メインアリーナ棟	サブアリーナ・プール棟	合 計
敷地面積	約 18,600m ²	約 14,900m ²	約 33,500m ²
建築面積	約 15,100m ²	約 12,100m ²	約 27,200m ²
延床面積	約 27,600m ²	約 21,500m ²	約 49,100m ²
最高高さ	30.7m	27.6m	—
階 数	地上 4 階 地下 1 階	棟屋 1 階 地上 3 階 地下 1 階	—
構 造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造		—
駐車台数	恒設：177 台		



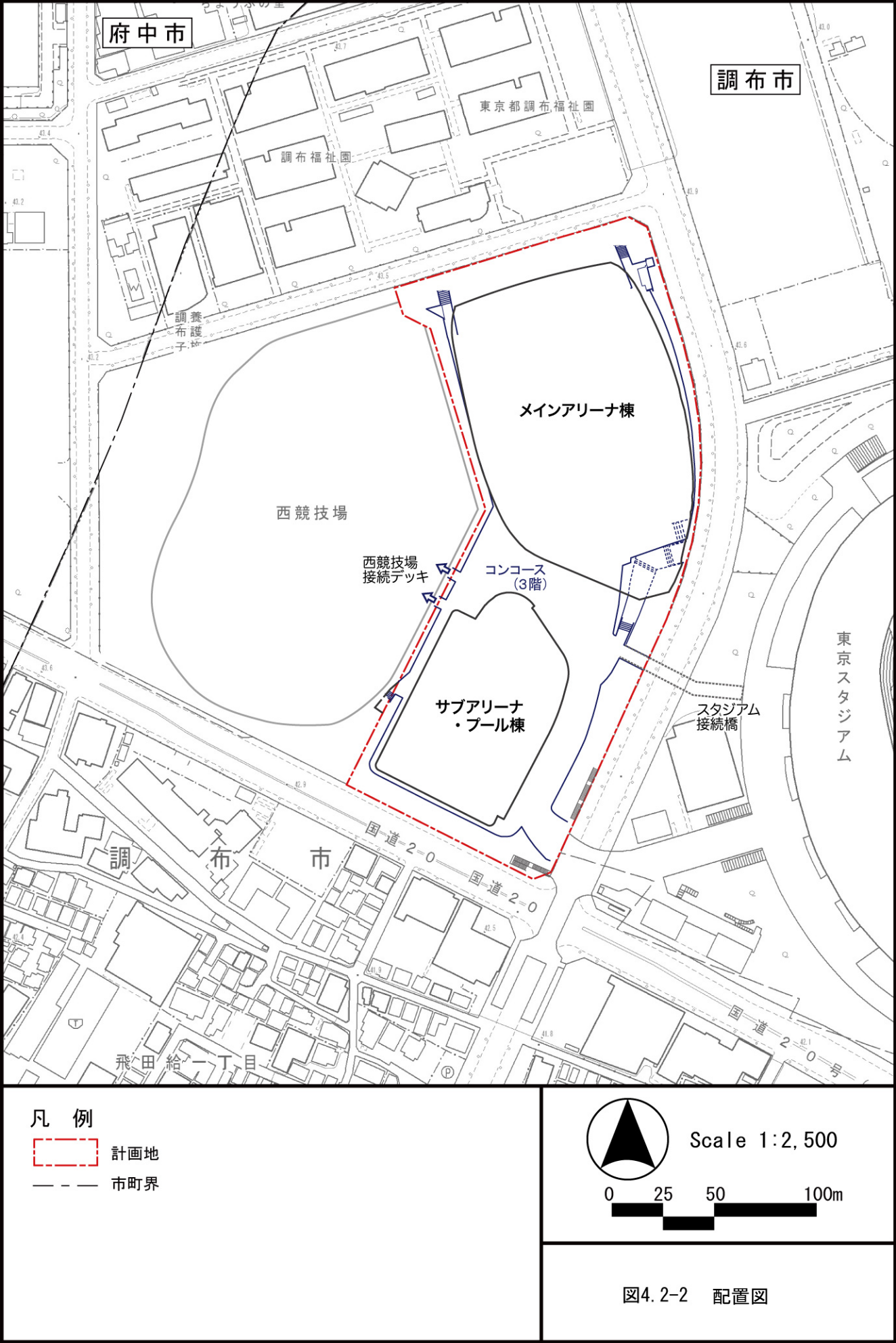
メインアリーナ



サブアリーナ

写真 4.2-2 武蔵野の森総合スポーツプラザ外観

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

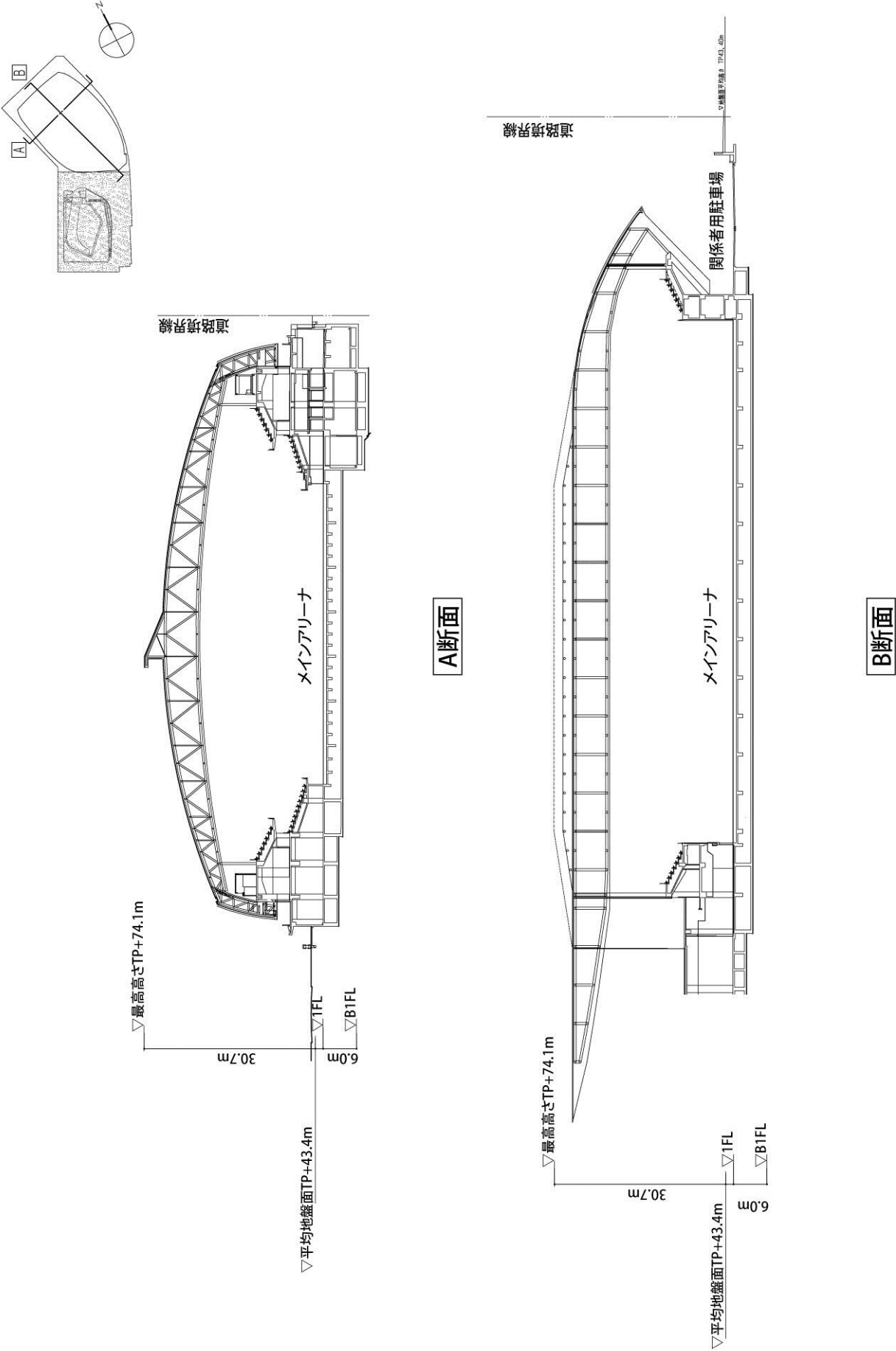


図4.2-3(1) 断面図（メインアリーナ棟）

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

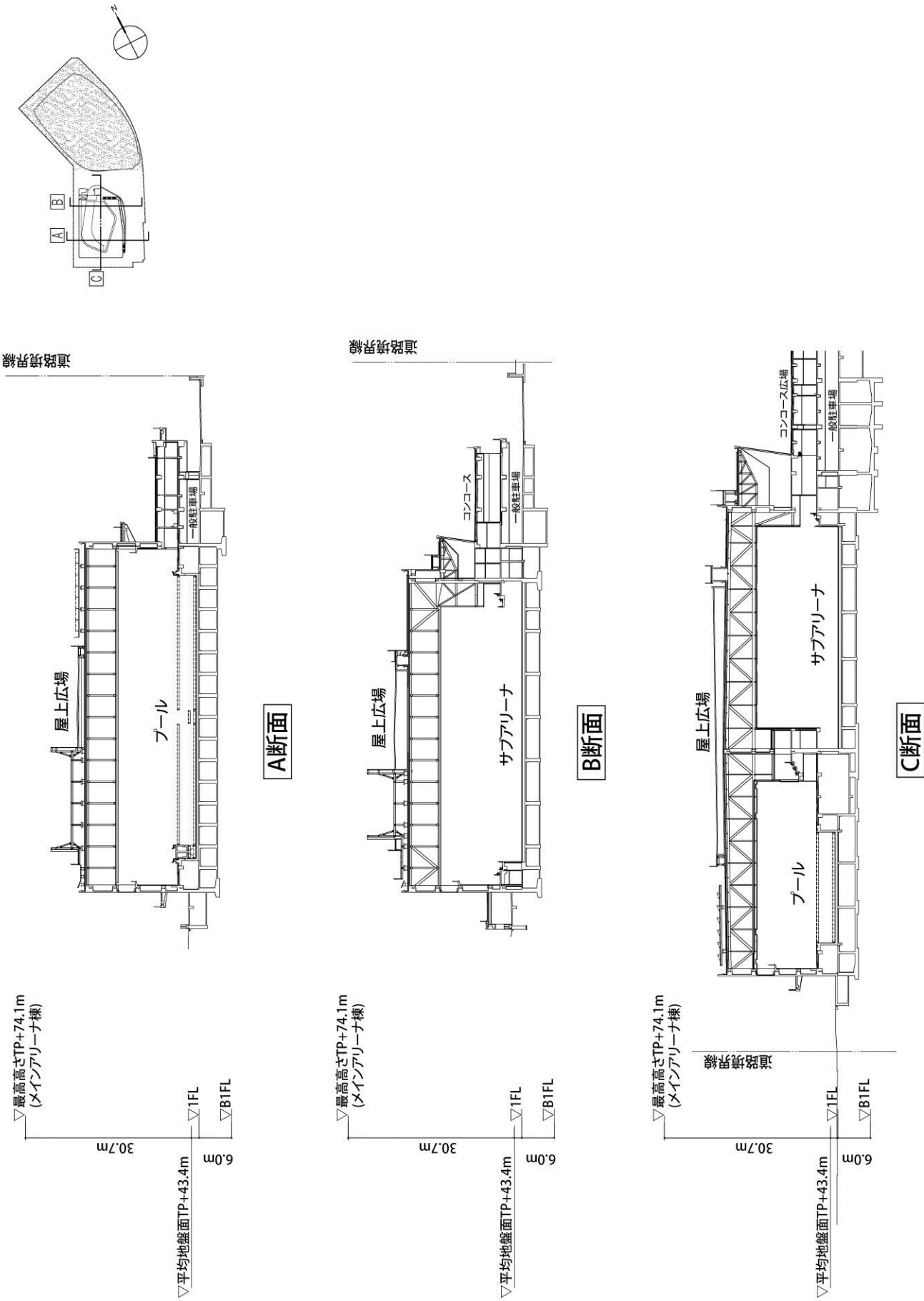


図4. 2-3(2) 断面図 (サブアリーナ・プール棟)

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の主な走行経路は、図 4.2-4 に示すとおりである。
また、発生集中交通量は、表 4.2-2 に示すとおり平日 296 台/日であった。

なお、交通処理計画等については、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定した。

表 4.2-2 発生集中交通量(関連車両交通量)

	小型車	大型車	合計
発生集中交通量 (関連車両交通量)	288台/日	8台/日	296台/日

(3) 駐車場計画

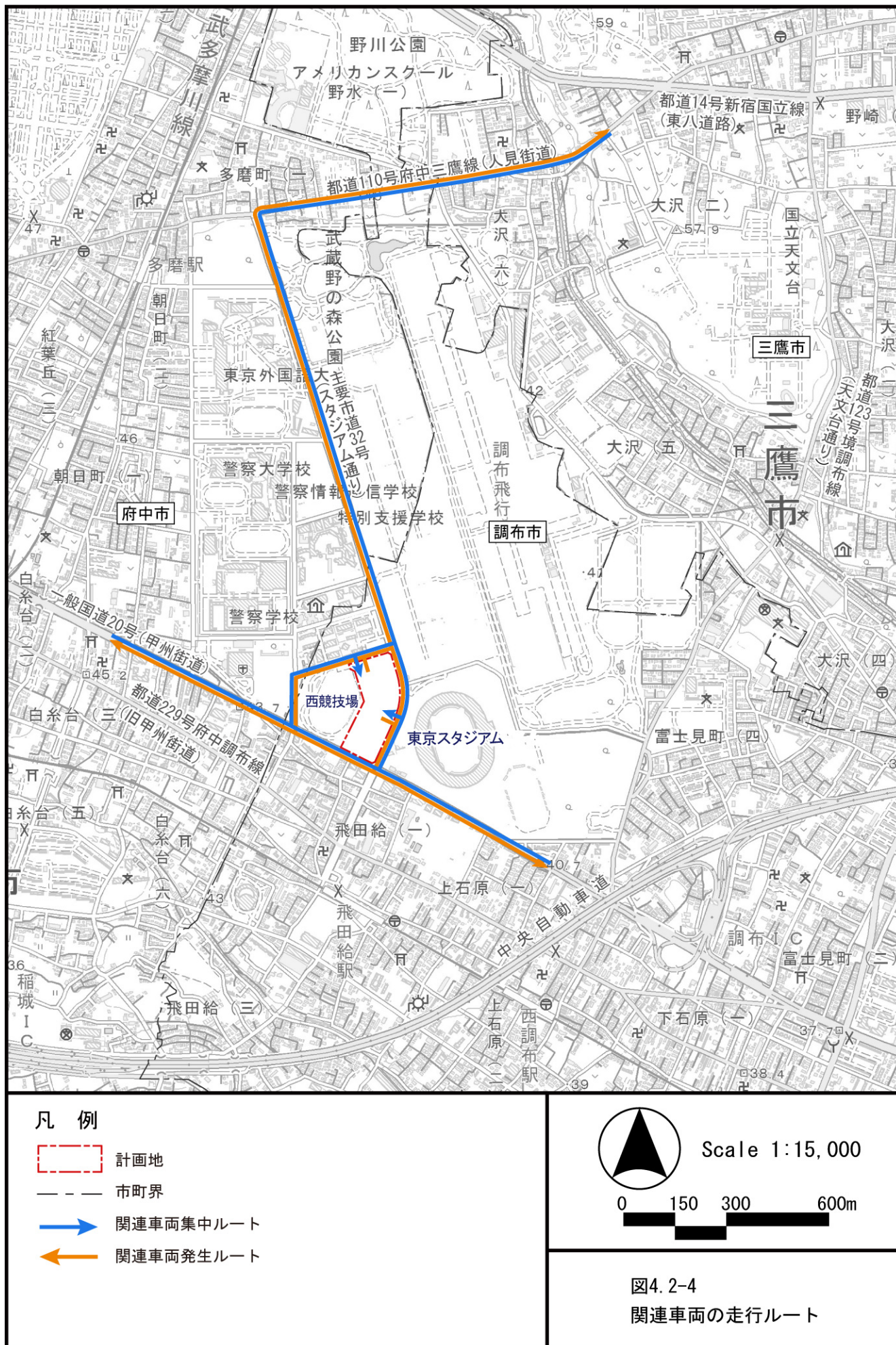
駐車場配置図は、図 4.2-5 に示すとおりである。駐車場は地上部に設ける自走式駐車場とし、関係者用の駐車場はメインアリーナ棟北側に 43 台、一般用の駐車場はサブアリーナ・プール棟のわきに 134 台整備した。

(4) 歩行者動線計画

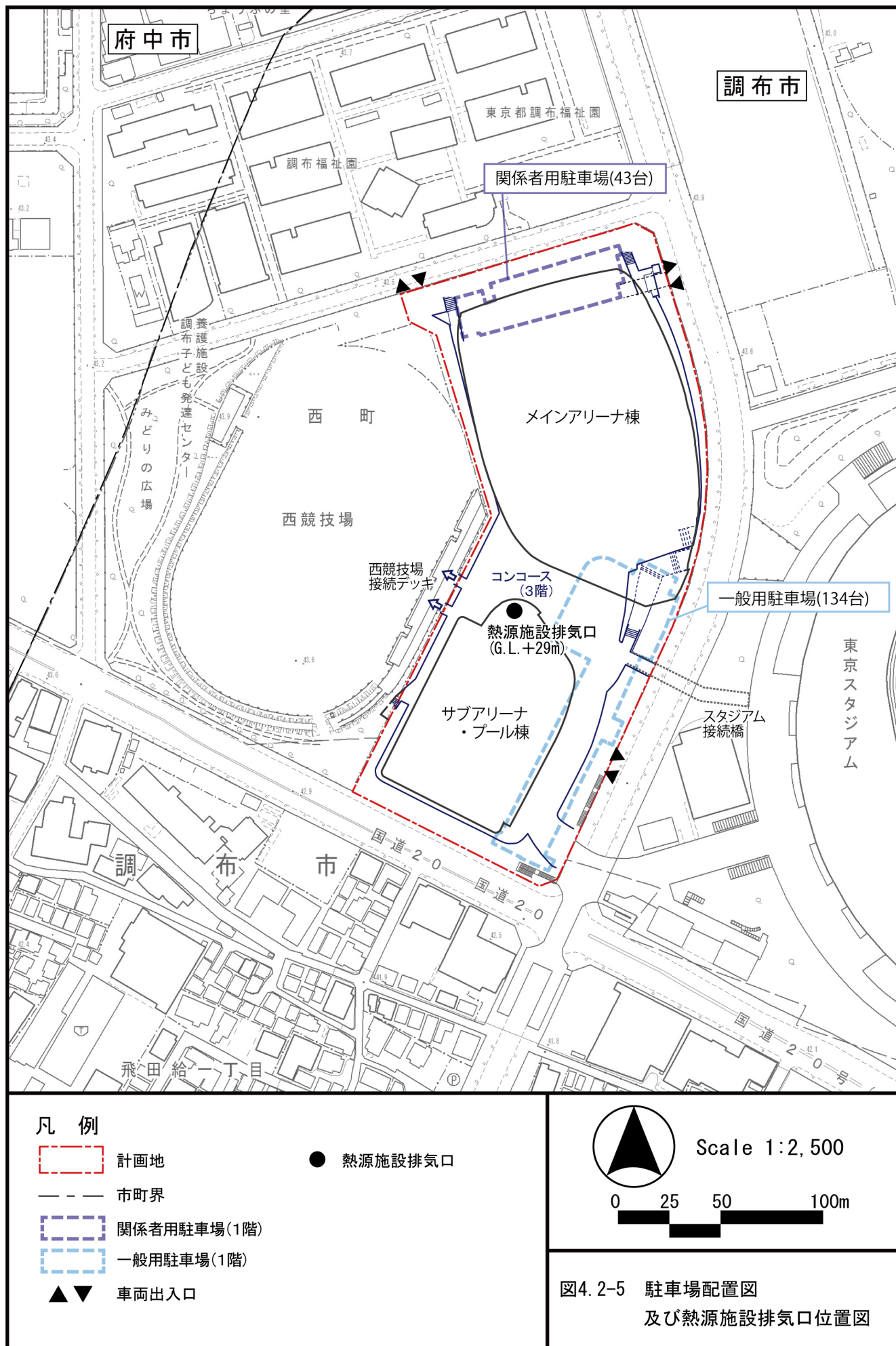
計画地周辺の鉄道駅から計画地及び周辺施設における歩行者の出入動線は、図 4.2-6(1)及び(2)に示すとおりである。

公共交通機関として、鉄道駅からの歩行者動線は、計画地南側約 400m に位置する京王線飛田給駅からのルートが主である。飛田給駅からの歩行者動線は、一般国道 20 号（甲州街道）に架かる既設の歩道橋を利用し、計画地内のコンコース（3 階）を利用するものとしている。また、このコンコースを用いて、隣接する東京スタジアム、西競技場への連絡が可能なものとしている。

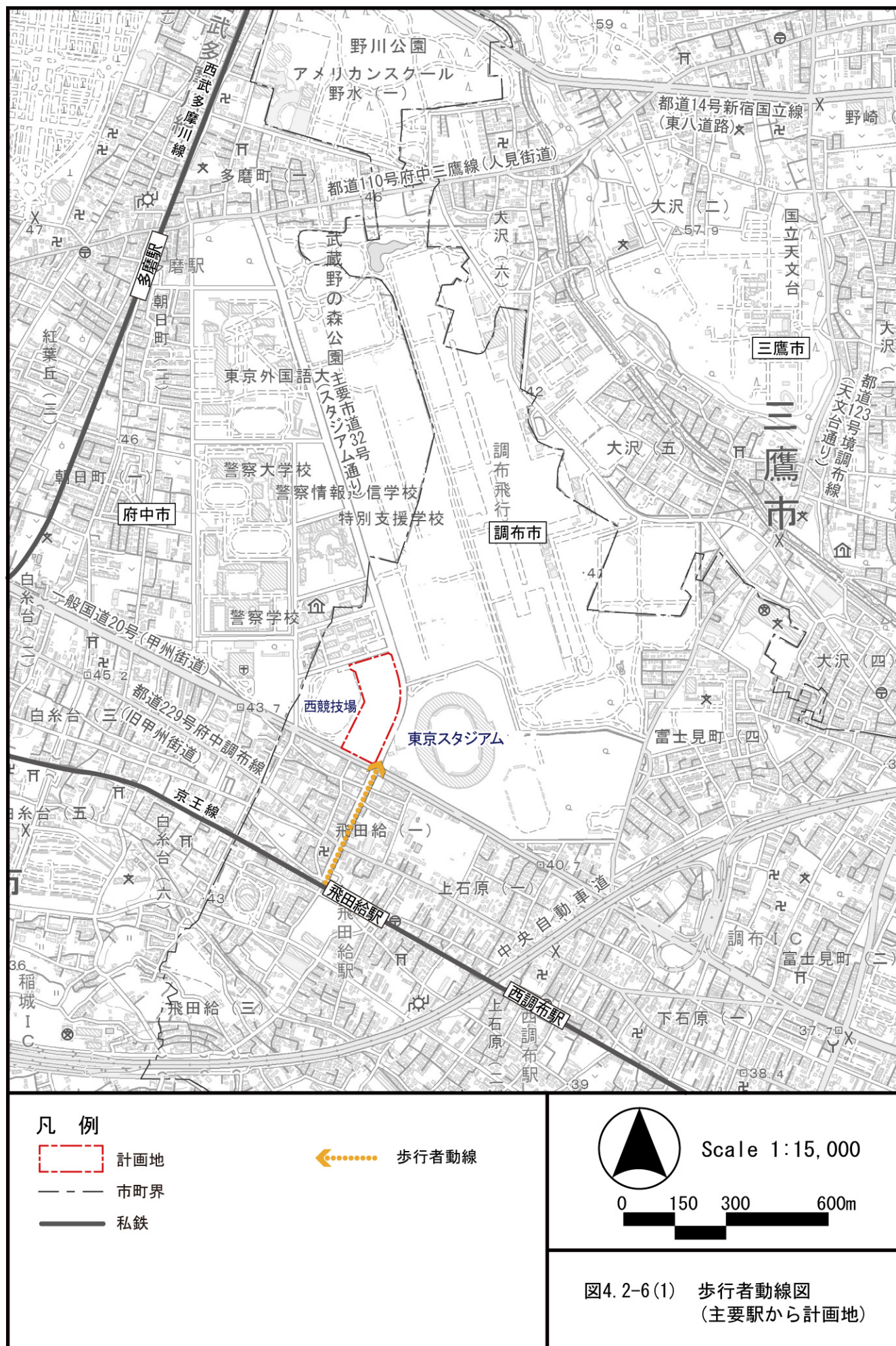
4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



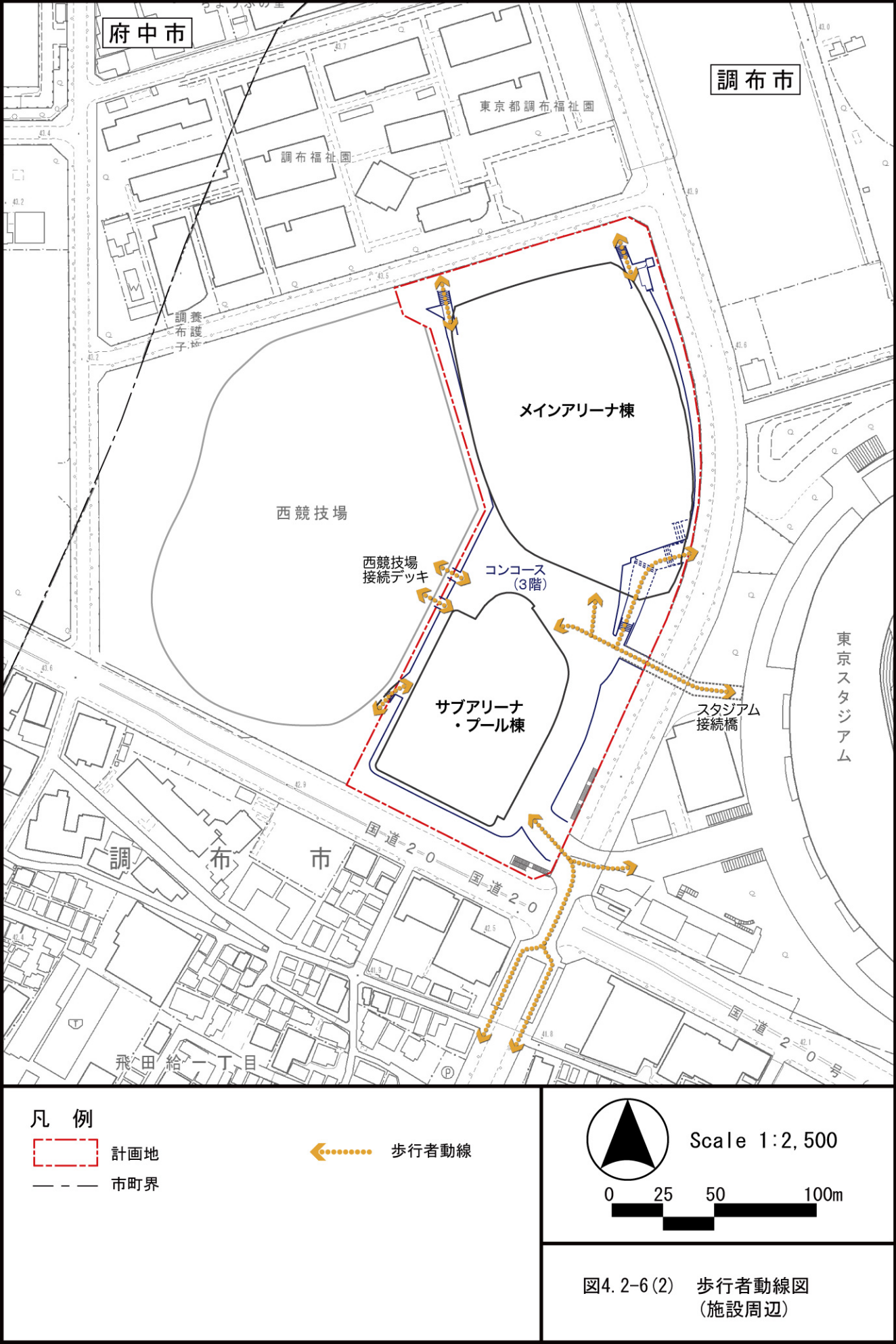
4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



(5) 設備計画³

上水は公共水道から供給を受け、汚水・雑排水は公共下水道に放流している。

雨水については、敷地内浸透処理とする。メインアリーナの屋根部分の雨水は、雑用水としてトイレの洗浄水や植栽の散水に利用する。

上水について、本施設は、50m プールを持つ総合スポーツ施設であり、一時に多量の水を使用することから、「受水槽＋加圧給水ポンプ方式⁴」を採用し、地域インフラに負担をかけないものとした。

プール排水は、ピット内プール排水槽に貯留し、一部を雑用水として再利用するとともに、場外へ一時に多量の排水を行うことを抑制し、下水道への負担を軽減した。

熱源計画については、ソーラー吸収式冷温水発生機をシステムに組み合わせた。

また、マイクロコージェネレーションを導入した。熱源施設からの排気口の位置は、図 4.2-5 に示したとおりである。その他、省エネルギー設備として、地中熱利用、太陽光発電、太陽熱利用設備を導入した。

各設備の概要は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 設備概要

項 目	概要
コージェネレーションシステム	25kW×12 台
太陽光発電	102.58kW
太陽熱利用	197.0kW
地中熱利用	冷却能力：406.8kW 加熱能力：461.7kW

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）しゅん功図」（平成 29 年 3 月）

(6) 廃棄物処理計画

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年調布市条例第 24 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・カン、再利用対象物等の廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

なお、建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行った。

³出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）(22)新築工事 基本設計」（平成23年7月 （株）日本設計）、「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）実施設計」（平成24年12月 東京都）

⁴ 加圧給水ポンプ方式：受水槽方式の給水方式の一つで、受水槽に貯めた水をポンプを使用して所定の水圧で給水する方式。受水槽を地下部に配置することができる。

(7) 緑化計画

計画地内の緑化については、図 4.2-7 に示すとおりであり、計画地北側のサクラの既存樹木を保存するとともに、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用した。また、シラカシ 14 本、ソメイヨシノ 2 本、ゲッケイジュ 4 本を新植した他、ツワブキ、ハツユキカズラ、オタフクナンテン、アオキ、アベリア等による壁面緑化、ノシバ、ヘデラ等による屋上緑化を行い、隣接する西競技場の敷地も含め、周辺の緑との調和を図り、地域の人々に親しまれる緑地を整備した。

緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）及び調布市自然環境の保全等に関する条例（平成 8 年調布市条例第 4 号）における緑化基準を上回る。

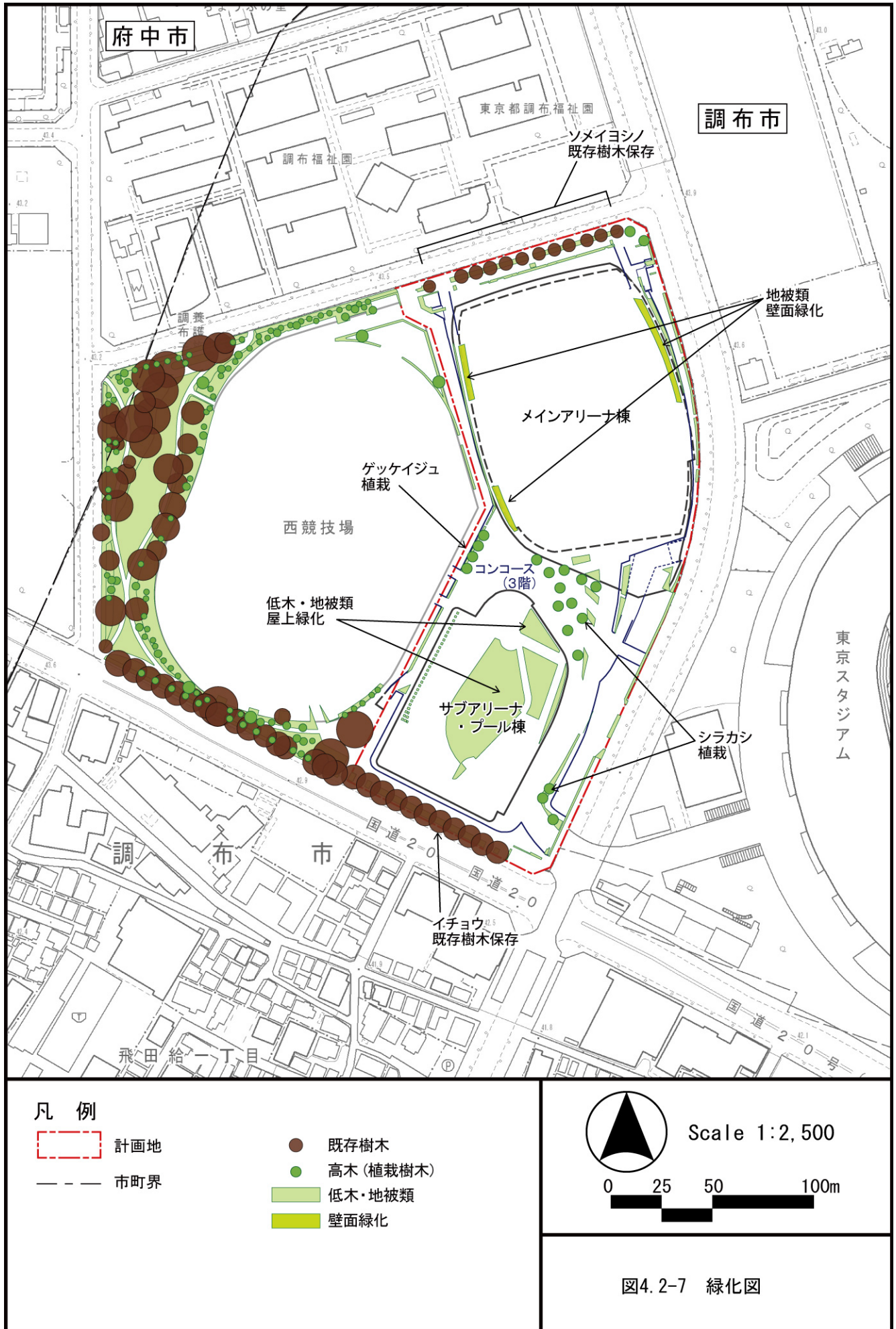
表 4.2-4 緑化計画

区分	緑化面積	必要緑化面積
地上部、コンコース(メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟敷地)	約 1,189.5m ²	—
壁面(メインアリーナ棟)	約 676.5m ²	—
屋上緑化(サブアリーナ・プール棟敷地)	約 2,523.2m ²	—
西競技場敷地	約 9,400m ²	—
合計	約 13,789.2m ²	10,978.75m ²

注1) 必要緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）における緑化基準面積を示す。

2) 武蔵野の森総合スポーツプラザは、メインアリーナ棟、サブアリーナ・プール棟、西競技場で構成されるため、緑化計画は西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく緑化計画を行っている。

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

4.2.4 施工計画

(1) 施工工程

本事業に係る現場施工期間は、2014 年 2 月から 2017 年 3 月にかけて、37.5 か月間の工期であった。

施工工程は、表 4.2-5 に示すとおりである。

フォローアップ計画書提出後に工事工程の平準化を検討したことにより、メインアリーナ棟の基礎・地下躯体工事、地上躯体工事、内装工事、設備工事、外構工事、サブアリーナ棟の山留・土工事、鉄骨工事、内装工事、外装工事、設備工事、外構工事にて工事期間が延長になった。

表 4.2-5 施工工程

工種/工事月	2014 年						2015 年						2016 年						2017 年	
	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3
メインアリーナ棟																				
準備工事	■																			
山留・土工事	■	■	■	■	■									■	■					
基礎・地下躯体工事			■	■	■	■	■	■	■						■	■				
鉄骨工事						■	■	■	■	■	■	■	■							
地上躯体工事						■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■			
内装工事										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
外装工事										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
設備工事			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外構工事																■	■	■	■	
サブアリーナ・プール棟																				
準備工事	■																			
山留・土工事	■	■	■	■	■	■														
基礎・地下躯体工事			■	■	■	■	■	■	■											
鉄骨工事							■	■	■	■	■									
地上躯体工事								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
内装工事											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外装工事											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
設備工事			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外構工事																■	■	■	■	■

(2) 施工方法の概要

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約 3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行った。

2) 山留・土工事

杭打機を使用し、親杭を打設し横矢板を用いて山留を行う。また、バックホウを使用し、平均地盤面 T.P. +43.4m に対して最大で T.P. +約 33.6m まで掘削し、掘削土はダンプトラックに積み込んで搬出した。

3) 基礎・地下躯体工事

掘削工事完了後、基礎及び地下躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設した。

4) 鉄骨工事

鉄骨建方用クレーン及び鉄骨建方用合番クレーンを使用し、搬入した鉄骨を順次地組を行っ

た。

5) 地上躯体工事

鉄骨工事完了後、地上躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設した。

6) 内装・外装工事

躯体工事の完了した階から順次内装建具、外装等の仕上工事を実施する。また、仕上工事で使用する塗料について、低 VOC 塗料を使用した。また、塗装工事に際しては、「東京都 VOC 対策ガイド」（平成 18 年 4 月東京都環境局）等を参考に VOC（揮発性有機化合物）排出抑制対策を行った。

7) 設備工事

電気、空調、給排水衛生、ガス等各設備の搬入・設置を行った。

8) 外構工事

建物周辺の植栽、舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施した。

(3) 工事用車両

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、図 4.2-8 に示すとおり計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）及び計画地東側の主要市道 32 号（スタジアム通り）を通り、計画地へ出入場した。

なお、計画地北側に面する道路沿道には福祉関連施設があることから、計画地北側からの出入場はできる限り抑えた。

工事用車両台数のピークは、内装・外装工事や躯体工事に並行してメインアリーナ棟の山留・土工事を実施する 2016 年 2 月であり、ピーク日において大型車 290 台/日、小型車 104 台/日、合計 394 台/日であった。

(4) 建設機械

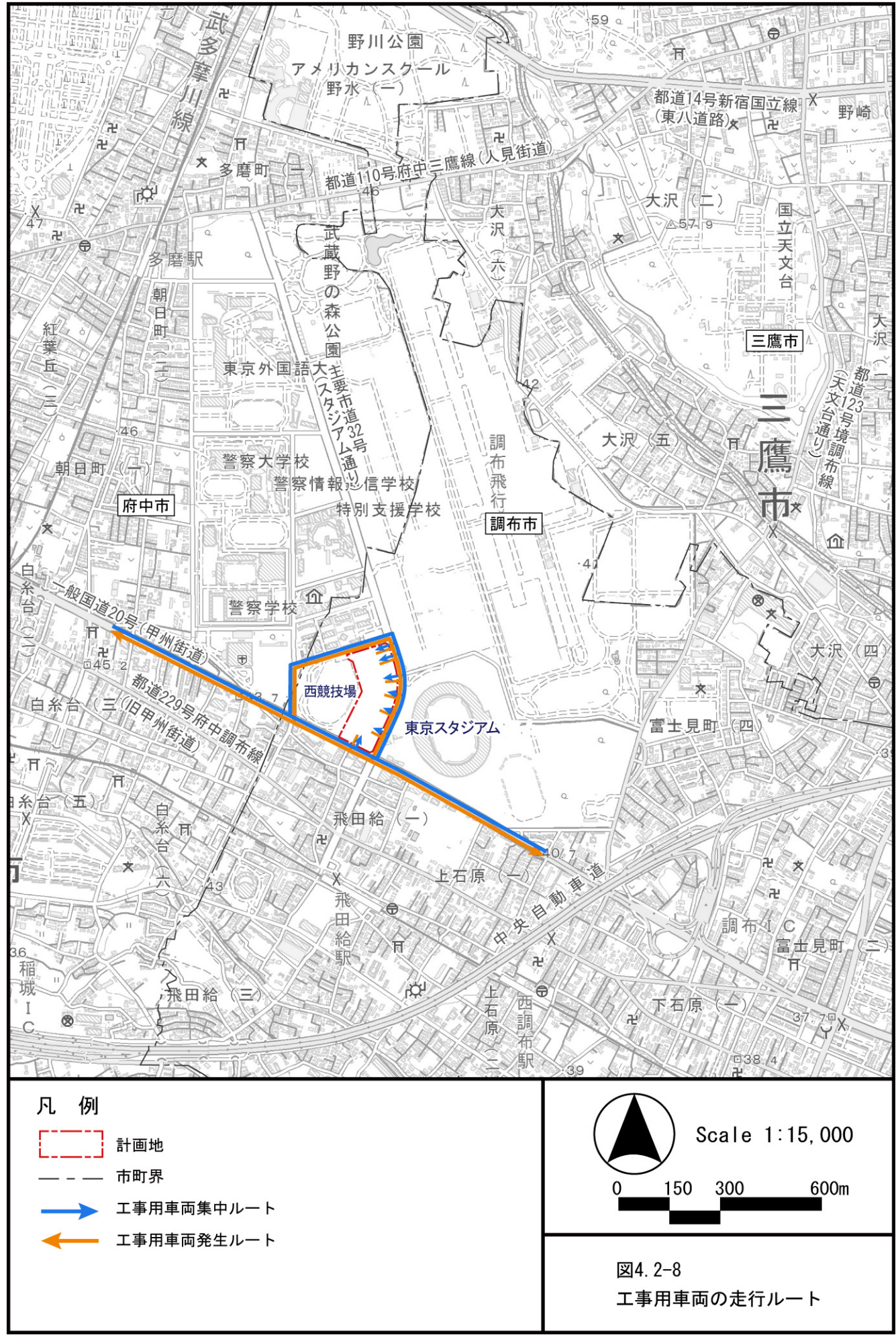
各工種において使用した主な建設機械は、表 4.2-6 に示すとおりである。

工事に使用した建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音・振動の低減に努めた。

表4.2-6 主な建設機械

工 種	主な建設機械
準備工事	バックホウ、ラフタークレーン
山留・土工事	杭打機、バックホウ、ブルドーザ、ラフタークレーン
基礎・地下躯体工事	コンクリートポンプ車
鉄骨工事	ラフタークレーン、クローラクレーン
地上躯体工事	ラフタークレーン、コンクリートポンプ車
内装・外装工事	ラフタークレーン
設備工事	ラフタークレーン、クローラクレーン
外構工事	ラフタークレーン、バックホウ

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容



4.2.5 供用の計画

本事業の計画建築物の供用は、2017 年 11 月である。

4.2.6 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「調布市環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-7(1)～(3)に示すとおりである。

表4.2-7(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ コージェネレーションを導入し、エネルギーを節約した。 ・ 高効率・省エネルギー設備を採用するとともに、建築物の熱負荷軽減のための建物外装材仕様等を検討し、Low-E（複層）ガラスの採用等、省エネルギーとCO₂排出量の削減に努めた。
	・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆ 大気汚染物質の更なる排出削減 ◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 - 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆ 生活環境問題の解決	・ 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップを周知・徹底した。 ・ 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めた。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークの形成を図り、ヒートアイランド現象の緩和に努めた。
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	・ 低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・ 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップを周知・徹底した。 ・ 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めた。

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

表4. 2-7(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針～緑あふれる東京の再生を目指して～ (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・公共施設におけるみどりの創出	・計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
東京都景観計画 (2011年4月改訂版) (平成23年4月)	・武蔵野の面影と調和した潤いのある住宅地の形成	・計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度－平成27年度＞ (平成23年6月)	・3R施策の促進 ・適正処理の促進	・工事中の建設発生土、建設廃棄物の内、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行った。 ・供用後に発生する廃棄物については、発生量の削減と資源ごみの分別回収を徹底し、資源の有効利用及び廃棄物を減量化している。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・工事中の建設発生土、建設廃棄物の内、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行った。

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

表4. 2-7(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
調布市環境基本計画 (平成18年3月)	・ 守り育てる ～自然環境や歴史・文化環境、生活環境 の保全、回復、創造～	・ 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップを周知・徹底した。 ・ 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めた。 ・ 計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
	・ 減らし循環させる ～資源・エネルギーの循環～	・ コージェネレーションを導入し、エネルギーを節約した。 ・ 高効率・省エネルギー設備を採用するとともに、建築物の熱負荷軽減のための建物外装材仕様等を検討し、Low-E（複層）ガラスの採用等、省エネルギーとCO₂排出量の削減に努めた。 ・ 工事中の建設発生土、建設廃棄物の内、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行った。 ・ 供用後に発生する廃棄物については、発生量の削減と資源ごみの分別回収を徹底し、資源の有効利用及び廃棄物を減量化している。
調布市緑の基本計画 『庭園のまち 調布』 (平成23年3月)	・ 自然と共生する都市環境計画 ◆ 調布基地跡地留保地は、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」として整備	・ 計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
調布市景観基本計画 (平成24年4月)	・ 市民生活を支える基盤となる都市施設の魅力的な景観の形成	・ 計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。
調布市西部地域街づくり方針 (平成22年3月)	・ 武蔵野の森と多摩川の自然を生かしたふれあいと憩いのまちづくり	・ 計画地内のオープンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化とともに緑のネットワークを形成した。

4.3 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の策定に至った経過

計画地が位置する調布飛行場跡地は、1973年に調布飛行場がアメリカ軍から日本政府に全面返還され、跡地利用について国、東京都及び地元3市（調布市、府中市、三鷹市）で協議・折衝を行ってきた。

1992年には、国から東京都へ調布飛行場の管理・運営が引き継がれ、1993年には東京都と調布市・三鷹市・府中市の地元3市で合意した「調布基地跡地利用計画」に基づき、東京都が整備を行う「武蔵野の森総合スポーツ施設建設基本計画」（平成7年策定）が策定された。

この計画では、大・小体育館、武道場、屋内プール、アイスアリーナを整備することとなっていたが、1997年に「東京都財政健全化計画」において計画が凍結された。

こうした中、2007年7月に、2013年に開催された東京国体において、東京スタジアムが開閉会式、陸上競技、サッカーの会場となることが決定した。東京スタジアムで国体の陸上競技を実施するためには、西競技場（サブトラック）をスタジアム隣接地に整備することが必要であり、そのため、2008年2月に東京都から地元3市に対して、スタジアム西側都有地の総合スポーツ施設の計画について、西競技場を含む新たなスポーツ施設整備構想策定の提案がなされた。これを受け、2008年5月に「武蔵野の森総合スポーツ施設建設基本計画」の見直しについて東京都と地元3市が合意し、新たな基本構想の策定に着手した。その後、2009年4月に新たな基本構想について東京都と地元3市が合意し、「武蔵野の森総合スポーツ施設基本構想」が公表され、2010年8月に「武蔵野の森総合スポーツ施設基本計画」が策定された。

その後、西競技場については、第1期事業として2010年度に工事着手、2011年度に竣工している。また、本フォローアップ報告書の対象であるメインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟については、基本設計及び実施設計を経て、第2期事業として2014年2月に工事が着工し、2017年3月に竣工した。

この間、東京都は2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に立候補し、2013年9月のIOC総会において東京都での開催が決定した。

以上のように武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の策定から工事の竣工までに至る経緯は、表4.3-1に示すとおりである。

4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容

表4.3-1 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画に至った経緯

年 月	主な出来事	オリンピック・パラリンピック
1973年	調布飛行場全面返還	
1993年	東京都と地元3市で合意し、「調布基地跡地利用計画」策定	
1995年	「武蔵野の森総合スポーツ施設建設基本計画」策定	
1997年	「東京都財政健全化計画」において計画が凍結	
2008年2月	東京都から地元3市に対して、西競技場を含む新たなスポーツ施設整備構想策定の提案	
2008年5月	「武蔵野の森総合スポーツ施設建設基本計画」の見直しについて東京都と地元3市が合意し、新たな基本構想の策定に着手	
2009年4月	「武蔵野の森総合スポーツ施設基本構想」公表	
2010年8月	「武蔵野の森総合スポーツ施設基本計画」策定	
2011年7月	基本設計策定	
2012年2月		申請ファイルをIOC（国際オリンピック委員会）に提出
2012年12月	実施設計策定	
2013年1月		立候補ファイルをIOCに提出
2013年9月		IOC総会において東京での開催が決定
2014年2月	工事着工	
2015年2月		IOC理事会において近代五種（フェンシング）の競技会場として決定
2015年6月		IOC理事会においてバドミントンの競技会場として決定
2015年11月		IPC理事会において車いすバスケットボールの競技会場として決定
2017年3月	竣工	

5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、大会開催後の時点における「大気等」、「生物の生育・生息基盤」、「水循環」、「生物・生態系」、「緑」、「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」、「水利利用」、「廃棄物」、「温室効果ガス」、「エネルギー」、「交通安全」の調査結果である。調査結果の概略は、表 5-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 5-1(1) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
1. 大気等	ア. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の予測結果は、年平均値であるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるために単純な比較はできないが、フォローアップ調査における二酸化窒素の期間平均値は 0.021～0.030ppm であり、予測結果と概ね同様であったと考える。 二酸化窒素に係る環境基準は、日平均値の年間 98% 値によって判断されるものであることから、フォローアップ調査結果を単純に環境基準と比較することはできないが、フォローアップ調査における日平均値の最大値は 0.037～0.044ppm であり、予測結果とおおむね同様であったと考える。なお、フォローアップ調査結果は、環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を下回っていた。 二酸化窒素のフォローアップ期間中の一般環境大気測定局における期間平均値は 0.016ppm であり、評価書において設定したバックグラウンド濃度（0.018ppm）に比べて低い値となっていた。 フォローアップ調査における一般車両を含めた断面交通量は、評価書において設定した断面交通量に対して 85～101% であり、大型車についてはすべての地点で評価書において設定した交通量を下回っていた。本事業の関連車両台数は予測条件として設定した台数を下回っていたことから、本事業による影響は小さいものと考ええる。 浮遊粒子状物質については、フォローアップ調査期間中の一般環境大気測定局における期間平均値が二酸化窒素と同様に評価書におけるバックグラウンド濃度を下回っていたこと、フォローアップ調査地点における関連車両台数が評価書で設定した台数を下回っていたことを踏まえると、二酸化窒素と同様の傾向を示すものと考えられる。 以上のことから、関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度に及ぼす影響は少ないものと考ええる。 イ. 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度 二酸化窒素の予測結果は、年平均値であるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるため単純な比較はできないが、二酸化窒素はフォローアップ調査結果が予測結果と同程度だった。 フォローアップ調査結果と予測結果の単純な比較はできないものの、フォローアップ調査結果は予測結果を下回っていた。また、フォローアップ調査結果は、環境基準を下回っていた。 二酸化窒素のフォローアップ期間中の一般環境大気測定局における期間平均値は 0.016ppm であり、評価書において設定したバックグラウンド濃度（0.018ppm）に比べて低い値となっていた。 本事業の熱源施設の排ガス量や窒素酸化物排出濃度は予測条件と同様である。 以上のとおり、フォローアップ調査は、評価書における予測結果と同程度ないし下回っていることから、熱源施設の稼働に伴う著しい影響はないと考える。
2. 生物の生育・生息基盤	ア. 生物・生態系の賦存地の改変の程度 計画地は、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっていた。生物・生態系の賦存地としては、計画地北側のソメイヨシノの植栽樹林群のみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存したことから、事業の実施による生物・生態系の賦存地の改変は生じなかった。 計画地周辺の主な生物・生態系の賦存地は、事業の実施による改変は生じなかった。 また、地下水流は地下構造物等の周囲を迂回すると考えられ、事業の実施に伴う地下水位の低下や周辺の土地の安定性の変化は生じなかった。 以上のことから、予測結果と同様に、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響はないものと考ええる。 イ. 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度 事業の実施に伴い、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの植栽樹林群は、本施設の緑化樹として活用した。また、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、地上部緑化等により保全した緑地も含めて約 4,389.2m² の植物が生育する基盤を創出した。 以上のことから、予測結果と同様に、植物の生育する基盤が創出されたものと考ええる。

表 5-1 (2) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
3. 水循環	ア. 地下水涵養能の変化の程度 計画地の地表面は、現況調査時においては、ほぼアスファルト舗装となっていた。本事業では、雨水貯留浸透施設を設置することにより、必要な雨水流出抑制量を確保した。計画における雨水流出抑制量は、2,215m³/h となり必要抑制量である約 2,010m³/h 以上を確保している。 なお、雨水貯留浸透施設は、計画地の形状を踏まえ 4 箇所（メインアリーナ側 1 箇所、サブアリーナ側 3 箇所）に分散配置した。 以上のことから、予測結果と同様に、効率よく雨水を貯留・浸透できるものとする。 イ. 地下水の水位及び流動の変化の程度 計画地は立川段丘上にあることから、帯水層が存在する関東ローム層や立川礫層は、計画地周辺に広がっている。本事業で建設する地下 1 階基礎下端は、メインアリーナの最深部で T.P. +約 34m であり、帯水層を遮断する範囲はその一部にとどめた。なお、本施設のボーリング調査時に確認された孔内水位は、T.P. +約 34～37m であった。掘削工事においては、湧水はほとんど確認されなかった。 以上のことから、予測結果と同様に、地下水流は地下構造物等の周囲を迂回して流れていると考えられる。
4. 生物・生態系	ア. 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっていた。植物群落としては、計画地北側のソメイヨシノの植栽樹林群のみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存したことから、事業の実施による改変は生じなかった。また、現地調査の結果、計画地内に注目される種は生育していないため、事業による影響はなかった。なお、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。 以上のことから、予測結果と同様に、既存植物に改変はなく、さらに、新たな緑化により植物相は多様化したものとする。 イ. 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっていた。動物の生息環境としては、計画地北側のソメイヨシノの植栽樹林群のみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存したことから、事業の実施による改変は生じなかった。また、現地調査の結果、計画地内に注目される種は確認されていないため、事業による影響はなかった。なお、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。 以上のことから、予測結果と同様に、動物の生息環境に改変はなく、さらに、新たな緑化により生息環境である緑地の植物相が多様化したことにより、動物相及び動物群集も多様化すると考えられる。 ウ. 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっていた。動植物の生育・生息環境としては、計画地北側のソメイヨシノの植栽樹林群のみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存したことから、事業の実施による改変は生じなかったため、動植物の生育・生息環境の変化の程度は小さかった。なお、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。 以上のことから、予測結果と同様に、動植物の生育・生息環境の変化の程度は小さいものとする。 エ. 生態系の変化の内容及びその程度 計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっていた。生態系を構成する陸上植物、陸上動物が相互に関わる生育・生息環境としては、計画地北側のソメイヨシノの植栽樹林群のみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存したことから、事業の実施による改変は生じなかったため、生態系の変化の程度は小さかった。なお、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。 以上のことから、予測結果と同様に、生態系の変化の程度は小さいものとする。

表 5-1 (3) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
5. 緑	ア. 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群（落葉広葉）が分布するのみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存した。 事業の実施に伴い、着手前に場外に仮養生し移設したイチョウは、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの植栽樹林群に復植し、本施設の緑化樹として活用した。また、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。 以上のことから、予測結果と同様に、多様な植栽内容になったものと考え。 イ. 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度 計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地における事業実施前の緑の面積は約 200㎡であった。本事業では、事業の実施に伴い、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの植栽樹林群は、本施設の緑化樹として活用したほか、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、合計約 4,389.2㎡の緑地を整備し、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約 13,789.2㎡の緑化面積を確保した。本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、この緑化基準 10,978.75㎡を上回る緑化面積を確保した。 さらに、本事業では、コンコース等のオープンスペースが緑化されたため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供した。また、施設周辺の歩行者動線は、周辺の緑地への新たな動線が創出されたことから、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供している。 以上のことから、予測結果（約 2,900㎡）を上回る緑地は確保されたものと考え。
6. 景観	ア. 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 計画地周辺には、既存の東京スタジアムや西競技場が存在し、計画建築物はこれらのスポーツ施設と調和した地域景観を形成している。 また、サブアリーナ屋上、コンコース上及び施設外構部に高木、低木及び地被類を植栽する他、メインアリーナ壁面に壁面緑化を行ったことで、計画地西側の西競技場周辺の緑地と連続した緑地空間が形成されている。 以上のことから、予測結果と同様に、地域景観の特性の変化の程度は小さいと考える。 イ. 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 代表的な眺望地点からの、眺望の事後調査の結果は、本施設は、周辺の東京スタジアムや西競技場と調和した一体的な景観が形成されている。 以上のことから、予測結果と同様に、既存のスポーツ施設と調和した一体的な景観を形成していると考え。 ウ. 圧迫感の変化の程度 計画建築物は、予測どおりの位置に確認されている。形態率は約 3.9 ポイント増加し、予測結果と同程度であった。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。 エ. 緑視率の変化の程度 計画建築物は、予測どおりの位置に確認されている。緑視率の変化の程度は、No.1 地点及び No.4 地点ではほとんど変化せず、No.2 地点で約 7.9 ポイント、No.3 地点で約 14.5 ポイント増加した。計画地周辺の緑の繁茂により、緑視率は予測結果より高くなっているが、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。 オ. 景観阻害要因の変化の程度 本事業の実施に伴い、一部駐車場として暫定利用されていた未利用地がスポーツ・興行施設として利用される。計画建築物は、計画地周辺の施設と同様のスポーツ施設である。また、計画地内に植栽を施すことにより周辺の緑地と連続した緑地空間が形成されている。したがって、景観阻害要因は改善され、より地域景観に調和した景観が形成されることとなり、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。

表 5-1 (4) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
7. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場の直接改変は生じなかった。また、現況調査時の計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されていたため、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しなかったが、事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行い、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されている。 以上のことから、予測結果と同様に、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されていると考える。 イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 計画地周辺では、生活道路や武蔵野の森公園、みどりの広場で散歩やジョギング・ランニングの他、生活道路に設置された休憩所や武蔵野の森公園での休息等の自然との触れ合い活動が行われていた。これらの自然との触れ合い活動の場を直接改変することはなかった。 サブアリーナ屋上に整備した屋上緑化には、訪れる人々のために案内看板を設置し、自然との触れ合い活動の促進を図った。 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行っており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出されたことにより、利用者の利便性が向上した。 以上のことから、予測結果と同様に、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上したと考える。 ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 計画地周辺では、生活道路や武蔵野の森公園、みどりの広場での散歩やジョギング・ランニングのほか、スタジアム通りに設置された休憩所や武蔵野の森公園、みどりの広場での休息等の自然との触れ合い活動が行われているが、これらの自然との触れ合い活動の場までのアクセスの所要時間は事業の実施により変化することはない。 計画地内にはペDESTリアンデッキにつながるコンコースを整備することにより、東側に隣接する東京スタジアム、西側に隣接する西競技場との連絡が容易になるとともに、コンコース上にシラカシ等の高木を植栽することにより、利用経路が充実した。 以上のことから、予測結果と同様に、歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築されたと考える。
8. 歩行者空間の快適性	ア. 緑の程度 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、緑の程度は事業実施前と同様であった。 以上のことから、事業実施前の緑量は維持され、予測結果とフォローアップ調査結果は、一致する。 イ. 歩行者が感じる快適性の程度 暑さ指数の測定結果は、日向で 30～33℃、建物影で 27℃、送風機下で 27℃であった。 アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全、街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理が行われ、暑さ対策に配慮がなされていた。 予測結果は、日影のない直射日光下では最大で 32℃、街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では 28℃程度であり、調査結果は予測結果と同程度であった。
9. 水利用	ア. 水の効率的利用への取組・貢献の程度 本事業は、水の効率的利用の取組として、雨水・循環水（中水：プール排水）を利用している。雨水は、メインアリーナ屋根から集水し、地下雨水貯留槽（400m³）へ貯留後、砂ろ過等を行い雑用水としてトイレ洗浄水、植栽灌水に使用している。また、プール排水もトイレ洗浄、植栽灌水として利用するなど、水を効率的に利用する設備が整備されている。 上水使用量は、プールのろ過装置の逆洗により、30～40m³/日の上水を使用していること等により増加した。 施設の水利用量（約 156m³/日）のうち、約 10%の約 15m³/日を雨水・プール排水でまかなっており、水の有効的な利用が行われている。 更に、節水型トイレの導入、擬音装置の設置、トイレ手洗器の自動水栓や節水コマを設置している。 以上のことから予測結果と同様に、水の効率的取組が行われているものとする。

表 5-1 (5) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
10. 廃棄物	ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等 フォローアップ調査における産業廃棄物以外の廃棄物の発生量は、約 0.19t/(2 日間)であり、予測結果である 約 1.41t/(2 日間)を下回った。施設利用者数が少なかったことから発生量が減少したものと考えられる。なお、1 人あたりの発生量は、約 35g/人であった。再利用・再資源化率は、50%であり、予測結果である 47%と同程度であった。フォローアップ調査における産業廃棄物の発生量は、約 54m³/年であり、予測結果である約 50m³/年と同程度であった。 以上のことから施設等の持続的稼働に伴う廃棄物は、適正に処理・処分されている。
11. 温室効果ガス	ア. 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 フォローアップ調査における温室効果ガスの削減量は約 399t-CO₂/年であり、予測結果の約 530t-CO₂/年よりも削減されなかった。しかし、本施設では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入した。 また、施設の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量のフォローアップ調査結果は約 2,478t-CO₂/年であり、予測結果の約 3,730t-CO₂/年を下回る排出量であった。施設の利用者が少なく、稼働率が低かったため、温室効果ガス排出量が予測結果よりも削減されたと考えられる。温室効果ガス削減量の割合として比較すると、フォローアップ調査結果は約 14%、予測結果も約 12%であり、温室効果ガス削減量の割合は予測結果と同程度であった。 以上のことから、予測結果と同様に、施設の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷は削減されていると考える。
12. エネルギー	ア. エネルギーの使用量及びその削減の程度 フォローアップにおけるエネルギー削減量は約 7,390GJ/年であり、予測結果の約 10,000GJ/年よりも削減されなかった。本施設では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入した。 また、施設の持続的稼働に伴うエネルギー使用量は、約 48,378GJ/年であり、予測結果の約 89,800 GJ/年を下回った。施設の利用者が少なく、稼働率が低かったため、エネルギー使用量が予測結果よりも削減されたと考えられる。エネルギー使用量の削減の割合として比較すると、フォローアップ調査結果は約 13%、予測結果は約 10%であり、エネルギー使用量に占める削減率は予測結果よりも高かった。 以上のことから、予測結果と同様に、施設の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷は削減されていると考える。
13. 交通安全	ア. 東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度 公共交通機関から本施設までの主なアクセス経路は、京王線飛田給駅から主要市道 32 号線を利用する経路、西武多摩川線多磨駅から主要市道 32 号線を利用する経路等がある。当該アクセス経路については、マウントアップとガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離されており、事業の実施により周辺の道路を改変することはなく、その状況が低下することはなかった。また、当該アクセス経路は、一般国道 20 号（甲州街道）を横断歩道橋で交差しており、立体的な歩車分離が行われていた。歩道橋には 3 か所にエレベーターが設置されており、バリアフリーに配慮されていた。本施設の 3 階コンコースはこの横断歩道橋と接続され、本施設においても立体的な歩車分離が可能となっていた。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。